

パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>本件告示第1条第3項において掲げられている「指定外国清算機関」について、第3号として「シーエムイークリアリングハウス」(CME)を加え、本件告示第2条第1項第3号柱書のうち「指定外国清算機関のうち前条第3項第一号に掲げる者」との記載について、「指定外国清算機関のうち前条第3項第一号又は第三号に掲げる者」と変更すべきである。</p>	<p>今回の改正は、韓国において韓国ウォン建て金利スワップの清算集中義務が施行されることに伴い、同国で唯一、清算機関の免許を取得しているコリアエクスチェンジを指定外国清算機関に追加し、コリアエクスチェンジが清算を行う韓国ウォン建て金利スワップ取引を金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引に追加するものです。この措置は、我が国金業者等における韓国ウォン建て金利スワップの取引規模が小さいことや、コリアエクスチェンジが金融商品債務引受業と同種類の業務を開始してからの期間が、外国金融商品取引清算機関の免許取得に必要な経験年数(3年)の要件を満たしていないこと等を踏まえたものです。上記のような特別な事情が存在しない限り、外国の清算機関が金融商品債務引受業を営む場合には、原則として免許を取得して行うことが適当と考えられます。</p>
2	<p>円建て以外の金利スワップ取引については、現在第1条第3項第1号に掲げるエルシーエイチクリアネットリミテッドの行う金融商品債務引受業と同種類の業務のみ(改正案ではコリアエクスチェンジの行う韓国ウォン建て金利スワップ清算業務を追加)が適用除外となっているが、これを他の主要な外国清算機関の提供する同種類の業務についても拡大する措置をとっていただきたい。</p>	